

平成21年度観光施策

第1章 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成

第1節 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成

1 地方公共団体と観光事業者その他の関係者との連携による観光地の特性を生かした良質なサービスの提供の確保

- (1) 観光圏の形成に資する各地域の「観光旅客の宿泊に関するサービスの改善及び向上に関する事業」を重点分野として位置づけ、旅行業法の特例を活用した着地型旅行商品の造成を積極的に支援する。
また、国際競争力の高い魅力ある観光地の創出のため参考となるよう、優れた事例を選定し、紹介する。

観光圏一覧 (30地域)



- (2) 地域の特色ある産業等を観光・集客資源として活用した地域ぐるみの取組を支援する「広域・総合観光集客サービス支援事業」を実施する。
 - (3) 構造改革特区や地域再生において、観光振興の取組に対して、積極的に支援・助言を行っていく。
- 2 宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設及び公共施設の整備
- (1) (株)日本政策金融公庫(国民一般向け業務)及び沖縄振興開発金融公庫において、国土交通大臣の認定を受けた観光圏整備実施計画による滞在促進地区内の旅館業者の設備投資に関し、低利で融資が受けられる措置を講じる。
 - (2) 新たな無電柱化の計画(平成21年度～平成25年度)を策定し、市街地の幹線道路や歴史的街並みの保全等が特に必要な地区などにおいても、重点的に無電柱化を推進する。

第2節 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成

- 1 文化財に関する観光資源の保護、育成及び開発
文化財の保存・活用及びナショナルトラスト運動の推進を図る。
- 2 優れた自然の風景地に関する観光資源の保護、育成及び開発
自然保護思想の普及、国立・国定公園の保護と利用、世界自然遺産地域の適正な保全管理等を進める。
- 3 温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発
地域の伝統芸能等の活用や、離島地域の観光振興を図ることを目的にした「島づくり地方再生推進調査」を実施する。

第3節 観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備

国際拠点空港、高速道路等交通施設の整備を推進する。また、平成20年度に創設された「地域公共交通活性化・再生総合事業」を拡充し、地域の創意工夫ある自主的な取組を推進する。

第2章 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成

第1節 観光産業の国際競争力の強化

宿泊者満足度調査を実施し、宿泊産業における顧客満足度を重視した経営の普及・定着を図るとともに、客室稼働率の向上や業務の共同化・効率化等に関する実証事業を行い、観光産業の生産性向上や国際競争力の強化を図る。

第2節 観光の振興に寄与する人材の育成

「観光経営マネジメント人材育成のためのカリキュラム案」に基づくモデル事業の実施や、社会人教育のあり方について検討する。またインターンシップモデル事業に関するマッチングスケジュール等の見直しや、参加企業・大学の拡大を図るとともに、「長期インターンシップ」等、教育効果の高いインターンシップについて検討する。さらに、観光事業に従事する者の知識及び能力の向上を図る。

第3章 国際観光の振興

第1節 外国人観光旅客の来訪の促進

- 1 我が国の観光魅力の重点的かつ効果的な発信
 - (1) 平成22年に、訪日外国人旅行者数を1,000万人とすることを目指し、引続きビジット・ジャパン・キャンペーンの高度化に取り組む。具体的には、訪日外国人旅行者の満足度を高め、リピーター化を促進するとともに、ポスト2010を見据え、「ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクト」として、我が国の魅力の一層の理解の増進などに取り組むほか、IC乗車券等の国際相互利用化・利用拡大などの旅行者の利便性の増進を図る。
 - (2) 「日本ブランド戦略」(平成21年3月10日)に基づき、食文化、ファッション、コンテンツ、伝

統文化等の分野横断的な日本ブランドの確立と世界への発信に向け、ビジット・ジャパン・キャンペーンとの連携等、官民が連携した取組を進める。

- (3) (独) 国際観光振興機構 (JNTO) においては、地方の見どころのさらなる紹介を行うとともに、旅行者ニーズの高い地図情報の多言語化や、移動時の交通機関等を利用したルート案内機能の提供など、旅行者ひとり歩きの一層のサポートを図る。
- (4) 和のコンテンツの情報発信、国際放送による情報発信を強化する。

2 国際会議その他の国際的な規模で開催される行事の誘致の促進

平成21年度は、誘致活動等に関する国際的な水準へのレベルアップを図るための人材育成、経済効果推計モデルの策定及びデータベースの構築等を行う。

また、これまで国際会議の誘致・開催推進を中心に施策を進めてきたが、平成21年3月13日に開催された第13回観光立国推進戦略会議での提言を受けて、今後、国際会議だけではなく、展示会・見本市、インセンティブなどを含むMICE (※) 全般についても施策展開を行う。そして、これらを推進するため、各分野の有識者から構成される「国際交流拡大のためのMICE推進方策検討会」を立ち上げ、MICE各分野における我が国の競争力を強化するための方策について議論を行い、中長期戦略の策定を行う。

※ MICE とは：企業等の会議 (Meeting)、企業の行う報奨・研修旅行 (インセンティブ旅行) (Incentive (Travel))、国際会議 (Convention)、イベント、展示会・見本市 (Event/Exhibition) の頭文字のこと。

3 外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他の外国人観光旅客の受入れの体制の確保等

- (1) 地方空港への国際定期便の就航、チャーター便の誘致等が活発化しているため、「事前確認 (プレクリアランス)」、「セカンダリ審査 (二次審査)」、「事前旅客情報システム (APIS)」等により、到着時の審査時間の短縮に取り組むとともに、外航大型客船について、入港前に船上で審査を行うことにより、到着港における上陸審査待ち時間を解消する取組等を強化する。
- (2) 「通訳案内士のあり方に関する懇談会」における意見交換を踏まえ、有識者を交えた検討会を今後開催し、通訳案内士のあり方についての検討を行う。

第2節 国際相互交流の促進

1 外国政府との協力の推進

- (1) 平成21年10月、日本の中部地域において、第4回日中韓観光大臣会合の開催を予定しており、引き続き、日中韓3国間の観光交流と協力の強化に努める。
- (2) 平成21年を香港との観光交流年と位置付け、相手国政府観光局とも協力した相互交流拡大のための取組を実施する。また、既存の二国間協議の枠組みの活用に加え、「日本ドナウ交流年」、「日メコン交流年」等の機会をとらえ、二国間の観光交流を促進していく。そのほか、2009年6月にウガンダ共和国にてアジアとアフリカの観光分野の官・民関係者でアフリカ観光促進の施策について幅広く議論をする会合 (AABFV) を開催する予定。
- (3) 平成22年に第6回APEC観光大臣会合を日本で開催することが決定したことから、開催に向けて本格的な取組を行うことにしている。

その他、2009年は日メコン交流年であることから、日本アセアンセンターが実施するメコン流域国の持続可能な観光開発のためのワークショップ等への開催協力等に引き続き取り組む。

2 我が国と外国との間における地域間の交流の促進

平成20年12月に取りまとめた、「国民の海外旅行容易化に向けた取組」「若年層向け対策」「ビジット・

ワールド・キャンペーン(VWC)事業等と連携した Two Way Tourism の推進」の3つを柱とする「当面のアウトバウンド施策について」に基づき、官民一体で取り組むべき課題について、関係者と連携しつつ、取り組んでいく。

第4章 観光旅行の促進のための環境の整備

第1節 観光旅行の容易化及び円滑化

- 1 国内旅行需要の創出・平準化を通じた地域経済の活性化等を促進するため、平成20年度事業の成果等を活用して、休暇取得の促進・分散化や家族旅行等の環境整備を図る。
- 2 国内旅行の振興に関する取組について、関係者が情報共有を行う場として、「国内観光旅行の振興に関する連絡会議」を開催し、連携による相乗効果の促進を図る。

第2節 観光旅行の安全の確保

市町村単位に細分した警報を平成22年度から発表するために、必要なシステム及びソフトウェアの整備を推進する。また、局地的な突風や雷、短時間強雨による災害の防止・軽減に向けて平成22年度から突風等に対する短時間予測情報の提供を開始するために、必要なシステムの整備を推進する。

第3節 新たな観光旅行の分野の開拓

エコツーリズム、産業観光等各ニューツーリズムの推進を図る。

第4節 観光地における環境及び良好な景観の保全

- 1 観光地における散乱ごみ対策など環境保全の観点からも、廃棄物の3R（リデュースリユース、リサイクル）の推進、廃棄物処理施設の整備促進等を図る。
- 2 観光業における「地域循環圏」構築への取組の推進を図る。